

答 申

西東京市特別職報酬等審議会

## 第1 はじめに

本審議会は、西東京市長から平成27年5月20日付27西総職第535号により西東京市特別職の報酬等に関して次の事項について諮問を受けた。

(諮問事項)

- 1 現行の特別職の報酬額の妥当性について
- 2 期末手当の年間支給割合を4.20月に引き上げることにについて

諮問を受けた本審議会は、平成27年5月20日に第1回、6月30日に第2回、7月21日に第3回、7月27日に第4回の審議会を開催し、審議した結果、次のとおりの結論に達したので答申する。

## 第2 答申

- 1 本市における市議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長、常勤の監査委員及び教育長の給料の額について

市議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長、常勤の監査委員及び教育長の給料の額については、次のとおりとすることが適当である。

議長	月額	642,000円	を	月額	627,000円	に
副議長	月額	574,000円	を	月額	561,000円	に
常任委員長	月額	557,000円	を	月額	544,000円	に
特別委員長	月額	557,000円	を	月額	544,000円	に
議会運営委員長	月額	557,000円	を	月額	544,000円	に
議員	月額	540,000円	を	月額	528,000円	に
市長	月額	1,013,000円	を	月額	990,000円	に
副市長	月額	898,000円	を	月額	877,000円	に
常勤の監査委員	月額	696,000円	を	月額	679,000円	に
教育長	月額	797,000円	を	月額	778,000円	に改める。

- 2 期末手当の年間支給割合

特別職の期末手当については、報酬等と同様に一般職の職員の給与を前提としてその額を反映すべきことから現行の年間3.95月から0.25月分引き上げ、支給割合を年間4.20月とすることが適当である。

### 第3 審議の経過

- 1 特別職の報酬等の審議を行うにあたり、本審議会では平成21年11月での答申(以下「平成21年答申」という。)で導かれた「体系」・「水準」の考え方を踏まえて、この内容を見直す必要があるか、という観点から議論を行った。

平成21年答申で導いた「体系」・「水準」論の趣旨については以下のとおりである。

#### (1) 体系

- ① 市長、副市長、常勤の監査委員及び教育長は常勤職であり給料及び期末手当はその職責に応じた格付けを行うことが可能である。その際、準拠基準としては常勤である一般職の部長級職員が最適である。
- ② 特別職の格付け割合算出(例：市長年収／部長級職員年収)にあたっては、本市を除く類似団体9市の平均値と本市を除く東京都25市の平均値の間で相互にバランスの取れた値をもとに検討することが適当である。
- ③ 議員の報酬については、その法的性格は曖昧である。地方自治法の改正により議員報酬が他の非常勤職員の報酬規定から切り離されたため、純粋な意味での非常勤には相当しないと考えられるが、格付けについては常勤職の準拠基準である一般職の部長級職員を上回らない程度にすべきである。

#### (2) 水準

社会経済情勢を特別職の報酬等にどのように反映させるべきかについては、民間企業等の給与実態の網羅的な調査に基づく人事院勧告及び東京都人事委員会勧告を反映した本市一般職の部長級最高年収額を用いることが適当である。これにより、社会経済情勢に応じて特別職の報酬等の額の水準を導くことが可能になる。また、上述の基準で導かれた特別職の報酬等の水準に対し、いかなる場合に市民感情からの見直しを施すかについては、平成21年答申では「本市の財政状況」、とりわけ「本市の財政状況が著しく悪化した場合」という例示がなされている。

- 2 1で述べた「体系」・「水準」のうち、(1)「体系」については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により権限・職責が見直された教育長の給与体系上の見直しが必要か否かを審議した。その結果、法改正後の教育長は、従前、教育委員会委員長が有した権限や行ってきた職務を担うことから、その権限や職責が一定程度重くなるが、体系を大きく変更するほどの影響はないとの感を得た。また、副市長について市長との設定倍率の間差が小さいのではないかと、という意見が出されたため類似団体と比較した。副市長の二人制を採用する団体が多い中で、一人の副市長であり本市の職責を鑑みた結果、教育長を含め、平成21年答申で示された体系上の位置づけを変更しないこととした。また、(2)「水準」については、直近の人事院勧告及び東京都人

事委員会勧告の状況を確認した。加えて、本市の財政状況が平成 21 年答申にいう「本市の財政状況が著しく悪化した場合」に該当するかが審議された。その結果、本市の財政状況は必ずしも楽観できないものの、著しく悪化しているとはいえないことが確認された。

以上の検討により、本審議会としては、引き続き平成 21 年答申で示された体系及び水準を維持し、これを基本的な考え方で議論すべきとの結論に至った。但し、「水準」で示されている「一般職の部長級最高年収額」の決定については、不明確な部分があること、また、その時点での部長職についての職員の状況により最高年収額が変動するのでは、という意見が出された。その結果、偶発的な要素に左右されない、最短で部長職に昇進した場合のモデルケースを水準値とする考え方が提案され、試算することが各委員間で了承された。

- 3 上記のプロセスを前提に、各特別職の年収格差を確認した。平成 21 年答申で当時設定した各特別職間の報酬等年額の間差について、類似団体の直近の数値と比較をしたが、最大値、最小値、平均値と大きな違いは無いことを確認し、その上で実際に各特別職の金額を算出した。

#### 第 4 附帯意見

- ・本審議会では、次回の諮問・答申の時期についての議論も行った。委員間では概ね 5 年後が望ましいと共通の認識をしたが、著しい経済・社会情勢の変化があった場合にはその都度、諮問がなされ答申が行われるべきとの結論に至った。
- ・本審議会では、地域の経済状況、財政状況、市民感情、類似団体との比較、議会・議員の活動状況を踏まえて議論したが、もっと深く議論する余地があったと思われる。また、答申の結論について、その理由と根拠についてわかり易く表現し、市民に対しての説明責任が果たされる必要があると思われる。また、引き続き市民感情に配慮し、特別職の報酬額を厳格に考えていくべきである。

平成 27 年 8 月 3 日

西東京市特別職報酬等審議会

会 長	原田 久
職務代理	和光 浩樹
委 員	甚野 征雄
委 員	高木 保男
委 員	武田 五郎
委 員	成田 浩
委 員	菱山 園子
委 員	前田 純也
委 員	町田 雅彦
委 員	本橋 貞行